

職員の地域手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十号

職員の地域手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の地域手当の支給に関する規則(昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十一条の三」を「及び第十一条の三」に改め、「、第十一条の四及び附則第六項」を削る。

第二条を次のように改める。

(権衡職員)

第二条 給与条例第十一条の二第二項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三第一項前段の地域との権衡上必要があると人事委員会が認める公署に在勤する職員についても人事委員会の定めるところにより、地域手当を支給することができる。

第三条から第六条までを削る。

第七条中「、第十一条の三」を「及び第十一条の三」に改め、「、第十一条の四及び附則第六項」を削り、同条を第三条とし、第八条を第四条とし、第九条を第五条とする。

別表を削る。

(職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「職員の地域手当の支給に関する規則(昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号)第三条第一項第三号」を「給与条例第十一条の二第二項第三号及び第四号」に、「給与条例第十一条の二」を「同項」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。